# 7月13日（日）は
# 鹿児島県知事選挙の投票日です

鹿児島県知事選挙が6月26日（木）に告示され、7月13日（日）に投開票が行われます。必ず投票に行きましょう。

## ■投票できる人

昭和63年7月14日までに生まれた人で、平成20年3月25日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人

※転出者であっても、選挙人名簿に登録されている人であれば、県内の他市町村に住所を移しても「引き続きその市町村に住所を有する旨の証明書」（無料）の交付を受けて、これを提出すれば投票できます。ただし、転出後さらに他市町村に転出すれば投票できません。

## ■期日前投票

投票日に出張や仕事、旅行などで投票に行けない人は、期日前投票ができます。

**投票所及び投票期間**

・鹿屋市役所6階会議室
6月27日(金)～7月12日(土)
午前8時30分～午後8時

・輝北総合支所
7月3日(木)～12日(土)
午前8時30分～午後6時

・吾平総合支所
7月3日(木)～12日(土)
午前8時30分～午後6時

・串良総合支所
7月3日(木)～12日(土)
午前8時30分～午後6時

※いずれの期日前投票所でも投票ができます。

## ■不在者投票

**指定施設における不在者投票**

県選挙管理委員会の指定する病院や老人ホーム等に入院や入所されている人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

**滞在地及び転出先における不在者投票**

出張や研修により市外に滞在中の人又は県内の他市町村へ転出した人は、滞在地及び居住地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望する人は、名簿登録地の選挙管理委員会へ請求してください。

## ■投票日の投票

**投票時間**

午前7時～午後7時まで（ただし、第17投票区は除く）

※選挙人名簿に登録された投票所でしか投票できませんので、郵送された投票所入場券を確認してください。

## ■投票日の投票方法

投票所に投票所入場券を持参してください。

投票所入場券は郵送しますが、投票日が近くなっても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

万一、投票所入場券を紛失しても投票できます。投票日当日、投票所の係員へ申し出てください。

## ■代理投票・点字投票・郵便等による投票

代理投票と点字による投票は、投票所で係員に申し出てください。

重度の身体障害者で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。

なお、郵便等による投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳保持者でその内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますので、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

## ■開票

開票は、午後8時45分から鹿屋市体育館で行われます。

**【問い合わせ】**
**市選挙管理委員会事務局**
**☎0994-31-1142**
**各総合支所地域振興課**